

慶弔見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人がんサポートコミュニティー（以下「この法人」という。）の慶弔見舞金に関する必要な事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この法人の役員及び正会員、正職員（以下「職員等」という。）について定めたものである。

2 パートタイマー職員もしくはその他臨時職員についてはその都度定めるものとする。

(結婚祝金)

第3条 この法人の職員等が結婚した場合に、結婚祝金として3万円を支給する。

2 結婚式に理事長が出席しない場合は、前項の結婚祝金及び理事長名の祝電を送り、結婚を祝福するものとする。

(出産祝金)

第4条 この法人の職員等またはその配偶者が出産した場合は、1産児につき3万円を支給する。

2 死産の場合は、見舞金として前項の半額を支給する。

3 前項の見舞金を支給した場合は、第6条の弔慰金は支給しない。

(職員等本人の場合の弔慰金)

第5条 この法人の職員等が死亡した場合は、遺族に対して次の各号の弔慰金を香典として支給する。

(1) 理事長名 5万円

(2) 事務局長名 1万円

2 葬儀に際しての供花及び弔電については、職員等本人のこの法人への貢献度を考慮して、理事長が支給の有無及び内容を決定する。

3 第1項の弔慰金を受け取る遺族は、労働基準法施行規則第42条から第45条の順位に基づく上位の1人とする。

(職員等家族の場合の弔慰金)

第6条 この法人の職員等の配偶者、子又は父母が死亡した場合は、弔慰金として3万

円を香典として支給する。

- 2 葬儀に際しての供花及び弔電については、理事長が支給の有無及び内容を決定する。

(特例)

- 第7条 特別の事情により、この慶弔見舞金規程により難しいときは、その都度理事長が決定し、理事会に報告するものとする。

(届出)

- 第8条 この規程により慶弔を表す事象が生じたときは、関係者は遅滞なく必要な事項をこの法人の事務局に届け出るものとする。

(改廃)

- 第9条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

- 1 この規程は、平成30年9月1日に遡及して施行する。